

農業委員会だより

農業者等との意見交換会



農業法人グループ

農業委員会は1月26日、江釣子地区交流センターで農業者等との意見交換会を開催しました。

当日は農業者など約80人が参加。高橋善郎会長から28年度北上市農林業施策についての説明が行われた後、農業法人グループ、集落営農グループ、個人経営グループに分かれ、意見交換が行われました。

各グループで出た意見は次のとおりです。

農業法人グループ

- ・法人化を進めるために、第三者が仲介し、推進する方法を考える必要がある。
- ・コスト削減のための情報交換が今後必要である。
- ・法人化のため、リーダーやオペレーター育成が必要である。
- ・経営安定化のため、複合経営が必

要だが、何を作るかなどの品目の選択が重要である。

・中山間地域や小規模区画の農地で農業をどう進めるかが課題である。

集落営農グループ

- ・個人での耕作が難しい農地の作業依頼があるが、人員が不足しているため、負担になっている。
- ・集落営農に進まない理由として、「組織するのが面倒」「自分方式で農業経営したい」「後継者がいない」などがある。

・国はもっと個人経営にも目を向けてほしい。

個人経営グループ

- ・中山間の農地集積にも絡んで、固定資産税の問題が出てきた。今の施策で農業を守るのか。
- ・後継者が不足している。
- ・農業収入だけでは生計が成り立たず、農産物価格が安定しないことが不安。
- ・新規参入者同士のネットワークが無い。



集落営農グループ



個人経営グループ

・商品と北上市の地名が結びついていない(知名度不足)。ブランド力の強化が必要。

意見交換の中でグループそれぞれに共通した意見として、コスト削減に向けて努力しているが米価の下落により経営が限界になっていること、高齢化により農地の維持管理に支障が出ていること、農業後継者が不足しており将来が心配などが挙げられました。

その後行われた情報交換では、高齢化により法人化する方向が望ましいが、そのためにはリーダー・後継者の育成が不可欠との意見が出されました。さらに規模拡大、コスト削減のためには耕作農地の団地化が必要であり、市などの第三者の積極的な仲立ちによる有効策を進めて欲しいなど、それぞれのグループから出た意見を共有しました。

農業委員会では、これらの農業者の声を反映していけるよう、今後の活動に努めて参ります。

(農業委員 伊藤賢一)

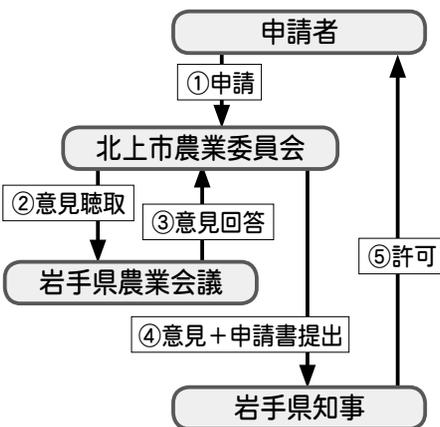
農地法の改正について

①農地転用制度が変更されます。

県知事などによる農地転用の許可に際して、農業委員会が県知事などに意見を送付することが法律で定められました。

この際、農業委員会はあらかじめ「都道府県農業委員会ネットワーク機構(岩手県農業会議)」から意見を聞きます(30アール超の転用については必須であり、30アール以下についても意見聴取を活用できます)。農地転用についてネットワーク機構の意見を求め、広域的な視点から確認を行うことで、制度をより適正に運用することができます。

また、農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事などに対して違反転用に対する命令、その他必要な措置を要請できることとなります。



■審議データ

農地の権利移転・利用権設定等審議内容

上段 審議件数 下段 面積(m²)

農地法	12月	1月	2月
3条	4 13,313	3 5,753	4 5,051
4条	2 1,570	0 0	4 3,107
5条	3 3,182	6 7,943	2 812
適用外証明	2 2,235	3 2,412	1 1,405
農用地利用 集積計画	13 244,072	121 943,259	74 466,995

- ◎農地法3条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合
- ◎農地法4条…自己所有農地を転用する場合
- ◎農地法5条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転して転用する場合
- ◎農地法適用外証明…農地を20年以上他の目的に使用しており農地の復元が不可能な場合
- ◎農用地利用集積計画…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合で受け手側が大規模農家の場合



栽培中の菌床シイタケを抱える高橋さん

菌床シイタケ栽培農家

高橋 藤夫さん

(69歳・和賀町岩崎新田)

高橋さんは、父親の死去をきっかけに、勤めていた会社を辞め農業を引き継ぎました。当時はまだキノコ栽培農家ではありませんでしたが、国の高度農業生産モデル地域設備実験事業の指定を受け、地域の仲間と共に鉄骨製のハウスを昭和57年に建設。おが屑利用によるナメコ栽培を始めました。平成7年には、ナメコ

栽培から菌床シイタケ栽培に中心を移し規模拡大を図ってきました。現在では、キノコを発生させる培地の製造方法を取り入れることで生産コストの軽減が実現し、ナメコ、シイタケのほか、ヒラタケ、ムキタケ、キクラゲなどいろいろなキノコの菌種の植え付けができるようになりました。メインで栽培しているシイタケは東京の市場を通して全国のスーパーで販売されています。それ以外のキノコは、あえて市場には出荷せず、地元の産直や近場の温泉施設のおみやげ品として地元の人や観光客向けに販売し、地産地消を進めています。取材の最後、高橋さんに今後の目標を伺うと、菌床シイタケの規模をさらに拡大して頑張りたいと話してくれました。

(農業委員 菊池慶幸、小田嶋勝治)

②「農業生産法人」から「農地所有資格法人」へ

今回の農地法改正では、農業の6次産業化を進めるため、農地の所有が認められている法人の要件である農業生産法人制度について次の3つの変更が行われます。

- (1) 法律上の名称を「農地所有資格法人」に変更します。
- (2) 構成員に占める農業者以外の割合が2分の1未満まで認められます(改正前は4分の1以下)。
- (3) 法人の役員要件が「役員の1人以上が農作業に常時従事すること」に変わります(改正前は過半数)。

農作業労賃標準額

28年度の農作業労賃標準額を決定しました。標準額は、農作業の受委託の際に参考としていただくため、毎年度農業委員会で定めています。

28年度の標準額については、農業委員会農政部会で審議を行い、前年度に設定された標準額を据え置くことに決めました。また、新たに色彩選別の項目を追加しました。

農作業労賃標準額表は、農業委員を通じて農家の皆さんに配布するとともに、市のホームページにも掲示しますのでご覧ください。

編集後記

今年の冬は暖冬で終わろうとしています。

この3年間は、農業情勢が大変厳しい中、魅力ある農業にするため、農業委員会に関するさまざまな情報を伝えることに励んできました。その努力が実ったのか、農業委員会だより全国コンクールでは「全国農業新聞賞」を25年度と26年度の2度も受賞することができました。

これも、皆さまからのご助言・ご協力のお陰で、編集委員の任務を全うすることができたのだと考え、感謝申し上げます。

また、4月から新しい農業委員会制度がスタートしますが、「農業委員会だより」は広報活動の事業として農業の人々の日常生活における生活の知恵、農業の技術、考え方を正確にお伝えすることを目的に、年4回の発行を予定していますのでよろしくお願います。

(編集委員長 高橋宗夫)



編集委員の皆さん3年間お疲れ様でした